

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） <u>（能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u>	附 則 1～9 （略）
<u>10 令和6年4月1日前に能勢町行政手続条例施行規則（平成13年能勢町規則第4号）（次項において「町の規則」という。）の規定によりなされた聴聞に係る手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>	
<u>11 町の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。